

大阪の最低賃金

1,114円

2024年10月1日(発効)から

時間給1,114円以上でない<sup>(高校生・再雇用・試用期間でも
[みならい期間])</sup>

使用者は最低賃金法違反になります。

※最低賃金法違反は、3年間さかのぼって請求できます。

!!
法律で定められた制度です。

パート・アルバイトも有給休暇をとれます!

6ヶ月以上継続勤務し、きめられた労働日数の8割以上出勤すれば、
所定労働日に応じて有給休暇が付与されます。
その後は1年ごとに表のように付与されます。

■有給休暇の付与日数

週の所定 労働日数	年間所定 労働日数	勤続年数							
		6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年6ヶ月 以上	
5日以上	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日	
4日	169~216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日	
3日	121~168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日	
2日	73~120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日	
1日	48~72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日	

育児介護休暇、産前産後休暇、生理休暇は非正規でも取得できます。

残業代割増は支払われます!

1日8時間、週40時間を超えたら、
残業代(割増賃金)を支払わなくてはなりません。

通勤手当等各種手当は正規と 同一基準でもらえます!

非正規(有期雇用労働者)であることを理由とした格差は禁止されています。

非正規
だからと
あきらめて
いませんか?

あきらめないで



労働組合に入って、働きやすい職場にしよう。

●労働相談●ひとりで悩まず今すぐご連絡を

秘密厳守

相談無料

月~金10:00~18:00おおさか労働相談センター

賃金、残業、解雇、休暇、保険など

0120-378-060



!! 全国一律最低賃金 !!

1,500円をめざそう!

大阪労連

〒530-0034 大阪市北区錦町2-2 国労大阪会館1階
Tel.06-6353-6421 Fax.06-6353-6420

ホームページ <http://www.osaka-rouren.gr.jp/>